東京医療保健大学医療保健学部履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学則及び学部履修通則に基づき、医療保健学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業科目）

第２条　医療保健学部の授業科目は、学則第 10 条の 3 第 2 項に定める、「いのち･人間の教育分野」、「医療のコラボレーション教育分野」及び「専門職の教育分野」で構成する。

２　卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。

（１）　必修科目･････････必ず履修しなければならない科目。

（２）　選択必修科目････指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目。

（３）　選択科目････････自由に選択できる科目。

３　授業科目ごとに記号及び番号を付与した学修の段階や順序等を示す科目ナンバリングは別に定める。

（授業期間及び授業時間）

第３条　授業期間は、前期及び後期を細分化して、前期前半、前期後半、後期前半、後期後半のクオーター制とする。

２　授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。

３　授業時間は、90 分間の授業時間をもって 1 時限とし、単位上の計算は 2 時間の学修を行ったものとする。

４　授業時間は、原則として 1 日 5 時限とし、次のとおりとする。

1 時限目　　9：00～10：30

2 時限目　　10：40～12：10

3 時限目　　13：00～14：30

4 時限目　　14：40～16：10

5 時限目　　16：20～17：50

５　学外における実習については、学科ごとに別に定める。

（単位の認定及び学修の評価）

第４条　単位認定に係る学修評価は、試験、レポート、実技、平素の成績等によって行うものとする。

２　単位認定に係る試験の評価は、S（100 点～90 点）、A（89 点～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）、D（59 点以下）とし、C 以上を合格とし単位を認定するものとする。

３　再試験において単位を認定する場合の評価・評点は C（60 点）とする。

（試験）

第５条　試験は期間を定めて行う。

２　前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

３　試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により、対面もしくは遠隔によって行う。
４　次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
（１）　履修登録をしていない者。
（２）　授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては 3 分の 2 に満たない者、また実習においては 5 分の 4 に満たない者。
５　前項第 2 号の規定にかかわらず、学科長は試験を受けることができる特例を定めることができる。

（追試験、再試験及び再履修）
第６条　疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。
２　試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
ただし、必修科目においては、やむを得ない理由があると教授会が認めた場合を除き、再試験を実施するものとする。
３　不合格となった科目を、再履修することができる。
４　その他、追試験、再試験及び再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

（履修登録）
第７条　履修しようとする授業科目については、指定された期日までに履修登録をしなければならない。
２　履修登録は、指定された期間内であれば、変更ができるものとする。
３　1 年間に履修登録できる単位数の上限は以下のとおりとする。
（１）看護学科　　44 単位
（２）医療栄養学科　45 単位
（３）医療情報学科　44 単位
（４）上記の上限単位に含めない科目は別に定める。
４　学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（休講）
第８条　休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。
２　休講があった場合は、原則として補講を行う。

（欠席）
第９条　疾病等により、欠席が 2 週間以上にわたる場合は、所定の欠席届に医師の診断書等の疎明資料を添え、事務部に提出しなければならない。
２　次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。

（１）　親族等の死亡による忌引き。
※1 親等･･･7 日、2 親等･･･3 日、3 親等･･･1 日
（２）　災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。
（３）　学校保健安全法施行規則に定める伝染病に罹患した場合、もしくは罹患の疑い又は罹患の恐れがあると専任教職員たる学校医が判断した場合。
（４）　その他、本学が必要と認めた場合。

３　前項の届出を学長が受理した場合であっても、当該期間に遠隔授業として開講されている授業を学生が希望する場合は、その遠隔授業を聴講することができる。この場合も、学長が受理した届出の効力には影響しないものとする。

（不正行為）

第１０条　試験等において不正行為を行った場合は、当該セメスターの全履修科目が不合格となる処分を受けることがある。

（教育職員免許状の資格取得）

第１１条　学則第 18 条の 2 の規定に基づき、教育職員免許状の資格取得を希望する学生は、別表第 1 に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

（進級の要件）

第１２条　2 年次及び 3 年次へ進級するために必要な要件を設けることができる。

２　進級するための要件に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 医療保健学部の平成 25 年度以前の入学生は、第 4 条第 2 項の規定に関わらず、単位認定に係る試験の評価は、A（100 点～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）、D（59 点以下）の評価で表し、C 以上を合格とし、D は不合格とする。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

１－１教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		本学授業科目	養護教諭一種免許状取得		栄養教諭一種免許状取得		配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数		必修単位数	選択単位数	必修単位数	選択単位数		
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理	1		1		2	１５
		教職論	2		2		2	１５
		教育制度論	1		1		2	１５
		教育心理学	2		2		2	１５
		特別支援教育の基礎	1		1		3	１５
		教育課程論	1		1		2	１５
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育/総合的な学習の時間の指導法	1		1		3	１５
		特別活動の指導法	1		1		3	１５
		教育方法論	1		1		2	１５
		生徒指導論	1		1		3	１５
		学校教育相談	2		2		3	１５
教育実践に関する科目	2	栄養教育実習 事前・事後指導※1			1		4	１５
		栄養教育実習※1			1		4	４５
	2	教職実践演習 （栄養教諭）※1			2		4	１５
	5	養護実習 事前・事後指導※2	1				4	１５
		養護実習※2	4				4	４５
	2	教職実践演習 （養護教諭）※2	2				4	１５
必要修得単位数			２１		１８			

※1　栄養教諭一種免許状の資格取得を希望する学生に限る。
※2　養護教諭一種免許状の資格取得を希望する学生に限る。

１－２養護に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	疫学・保健統計論	2		2	１５
		保健医療福祉行政学	2		2	１５
		公衆衛生学	2		2	１５
学校保健	2	公衆衛生看護援助論Ⅰ(対象別公衆衛生看護活動論)	2		1	１５
		小児看護援助論Ⅰ（健康生活援助論）	2		2	１５
養護概説	2	養護概論	2		3	１５
健康相談活動の理論及び方法	2	学校健康相談	2		3	１５
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学総論（基礎栄養学）	2		1	１５
解剖学及び生理学	2	体の仕組みと働きⅠ（血液、循環器、消化器、呼吸器、泌尿器系）	2		1	１５
		体の仕組みと働きⅡ（骨格、筋、神経、内分泌、感覚器系）	2		1	１５
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学	2		1	１５
		臨床薬理学（薬理学）	2		1	１５
精神保健	2	精神看護援助論Ⅰ（精神保健）	2		2	１５
		精神看護援助論Ⅱ（精神看護）	1		2	３０
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０	看護学概論	3		1	１５/３０
		生涯発達ケア論	2		2	１５
		基礎看護援助実習Ⅰ(生活援助実習)	1		1	４５
		基礎看護援助実習Ⅱ(看護過程実習)	2		2	４５
		看護の統合実習	2		4	４５
		小児看護援助論Ⅱ（臨床看護援助論）	1		3	３０
		母性・小児看護学実習	5		３・４	４５
		急性期看護援助論	2		2	１５
		急性期・慢性期看護学実習	5		３・４	４５
必要修得単位数	２８		５０			

１－３大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
大学が独自に設定する科目	7	ボランティア論	1		1	１５
		ボランティア活動		1	1	３０
必要修得単位数	7		1	1		

「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、併せて6単位以上修得。

１－４栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		栄養教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
栄養に係る教育に関する科目	4	学校栄養教育論	2		3	１５
		学校栄養教育実践演習	2		3	１５
必要修得単位数	4		4			

１－５教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の６に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得 栄養教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		3	１５
体育	2	スポーツ科学	1		１・２・３	１５
		スポーツ実習	1		１・２・３	３０
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	2		1	１５
		英会話Ⅱ	2		1	１５
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		1	１５
必要修得単位数	8		１０			